

阿賀野市告示第 1 1 2 号

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 4 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 区域決定の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 2 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 3 供 用 開 始 の 期 日 | 令和 7 年 4 月 1 4 日 |

区域決定

路 線 名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員(m)	重要な 経過地
弥生町上中野目線	庄ヶ宮字セキ下 567 番 2 地先	上中野目字久祢添 39 番 1 地先	944.0	7.0～ 14.0	

供用開始

路 線 名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員(m)	重要な 経過地
弥生町上中野目線	庄ヶ宮字セキ下 567 番 2 地先	上中野目字久祢添 39 番 1 地先	944.0	7.0～ 14.0	
弥生町 20 号線	庄ヶ宮字野地 520 番 1 地先	庄ヶ宮字野地 519 番 2 地先	143.4	5.0	
荒屋東側線	庄ヶ宮字細田 422 番 1 地先	上中野目字沢海 106 番 1 地先	299.8	5.0	